平成２３年（フ）第８０１号
名古屋市中川区打出１丁目68番地　市営打出荘２棟607号
債務者　村井　伸次
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴垣　幹生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０２号
名古屋市中川区打出１丁目68番地　市営打出荘２棟607号
債務者　村井　昭枝
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴垣　幹生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８号
三重県四日市市楠町北五味塚2186番地１
債務者　太田　　理
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾西　孝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
福井県越前市沢町43番地　レオパレスシャルマン101
債務者　宗田　清美
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月26日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８７号
富山市久方町５番24号
債務者　藤井　千廣
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８号
長野市吉田４丁目６番24―702号
債務者　堀越　一伸
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　将吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年７月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
香川県高松市国分寺町福家甲1706番地17
債務者　田口　寛和
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　義博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年７月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１２３号
岐阜県各務原市川島松原町河田島東1380―17、住民票上の住所大阪府箕面市稲６丁目15番11―301号
債務者　ワークスＫ・Ｓ・Ｒこと　髙津　　久
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**鍬**口　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１３４号
岐阜県関市鋳物師屋２丁目１番21―203号
債務者　村瀬　宣洋
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　隆吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３８号
茨城県北相馬郡利根町大字早尾300番地401
債務者　君島　宏之
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石　順一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２８号
福岡県田川郡福智町伊方4244番地２
債務者　松島　良太
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第２９号
福岡県田川郡福智町伊方4244番地２
債務者　松島　正美
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第６５号
宮崎市大**塚**町小原田2128番地９
債務者　川越　由美（旧姓中武）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３１号
宮崎市下北方町下郷6006番地６
債務者　冨田ひづる
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６８号
宮崎県都城市久保原町11街区26号
債務者　後野　健一
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第６４号
宮崎県日向市亀崎１丁目32番地
債務者　赤井　　光
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第６９号
宮崎県日向市大字財光寺2761番地232
債務者　中野マコト
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第７２号
宮崎県延岡市野地町６丁目5315番地
債務者　三村有香里（旧姓大村）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部